

【ETCカードの保管上のご注意】

- ETCカードを車載器へ挿入したまま車内に放置すると、カードが高温で変形し、車載器が正常に動作しなくなることがあります。また、ETCカードに強い力を加えることも変形の原因となりますので、取扱いにはご注意ください。
- 盗難防止の観点から、車両から離れる際はETCカードを車載器から抜いて、携行していただくことをお勧めします。
なお、PA・SA等で休憩後、走行を再開される際には、同一のETCカードを車載器へ確実に挿入してください。入口料金所を通過の際に挿入されていたETCカードと異なるETCカードを挿入した場合、出口料金所では開閉バーが開きません。
- ETCカードにはデータを読み書きするための金属端子があります。この部分が汚損しますと、ETC車線通行時、正常に通信ができず開閉バーが開かない可能性がありますので、取扱いにご注意ください。清掃される場合には、市販のICカードクリーナーをご利用ください。

【ETC車線通行時のご注意】

十分な車間距離を取り、20 km/h以下に減速、徐行してください!!

- ETC車線に設置されている開閉バーは、車載器とアンテナとの間の通信等が正常に行なわれなかった場合には、開かないことがありますので、ご注意ください。
また、前車に接近して通行しようとしたときにエラーが発生すると、前車通過後、開閉バーが閉まりますので、ご注意ください。
- 料金所では、案内板などによりETC無線走行が利用可能な車線（「ETC専用」又は「ETC／一般」）であることを確認して、進入してください。
- ETC車線を通行する際は、前車と十分な車間距離をとった上で、開閉バーの手前で安全に停止できるよう十分に減速し、開閉バーが開いたことを確認して、ご通行ください。
- ETC車線を通行する際は、20 km/h以下に減速して進入し、徐行して通過していただくようお願いいたします。
※利用規程等によらないご利用方法により、道路設備に損傷を与えた場合には、復旧に要する費用をご負担していただく場合がありますので、ご注意ください。
- 入口料金所のETC車線で通信エラー等により、通行券を受け取られた場合には、出口料金所での通行料金のお支払いは、係員のいる車線（一般車線又は混在車線）で、一旦停車して、ETCカードと通行券を係員にお渡しください。料金精算機のある車線では、「係員呼出ボタン」を押して係員を呼び出してください。
- 通行料金をお支払いいただく料金所で異常が発生した場合は、係員へお知らせしていただき、係員の案内に従ってください。
- 入口料金所をETCで通行した場合で、出口料金所でETC車線がご利用できない場合又は設置されていない場合は、一旦停車してETCカードを係員にお渡しください。なお、料金所の無い出口の場合は、入口で使用したETCカードを抜かずそのままご通行ください。
- 機器の点検等により、ETC車線を閉鎖する場合がございます。通行料金をお支払いいただく料金所では、係員のいる車線（一般車線又は混在車線）でもETCカードでお支払いいただくことができ、車載器が適正に取り付けられていることをご確認させていただいたうえで各種割引等もご利用いただけます。
- 有料道路への進入から退出までは、同一のETCカードを継続してご使用ください。料金所以外にもETCアンテナが設置されている箇所があり、走行中、ETCカードには通行料金の計算に必要な情報が随時記録されます。途中でETCカードを入れ替えたりむやみに抜き差ししますと、正しく通行料金が計算されない場合やエラーを引き起こす場合がありますのでご注意ください。
- 入口料金所でETCが正常に通信できなかった場合（入口料金所通過直後の車載器のエラー音あるいは音声案内にご注意ください）は、出口料金所では、係員のいる車線（一般車線又は混在車線）で一旦停車し、係員にお申し出ください。料金精算機のある車線では、「係員呼出ボタン」を押して係員を呼び出してください。なお、料金所の無い出口の場合は、ご走行後、当該道路を管理する道路事業者にお申し出ください。

【スマートICをご利用の場合は、次の事項にご注意ください】

- スマートICは、ETC専用インターチェンジです。所定の方法で車両に取り付け・セットアップされた車載器に、有効なETCカードを確実に挿入し、ETCシステムをご利用可能な場合に通行することができます。
- 営業時間、出入方向及び対象車種等に制約がある場合がありますので、ご注意ください。
- スマートICでは、その他の料金所のETCシステムとは異なり、車両が停止した状態で通信のやりとりが行われ、開閉バーが開くシステムとなっておりますので、必ず開閉バーの手前で一旦停止してください。
なお、一旦停止してもバーが開かない場合には、車線に設置されたインターホン等で係員に連絡し、係員の案内に従ってください。
- 通行止めなどを実施した場合や道路を管理するうえで必要な場合、やむを得ず、予告なく出入口を閉鎖することがあります。この場合、通行可能な最寄りのICをご利用ください。
- 退出路が設置されているスマートICにおいては、エラー等で正常にETC通信ができない場合、直進せずに退出路へお進みいただくことが可能です。標識や路側表示をよくご確認の上、注意して走行いただけますようお願いいたします。

【もしも、開閉バーが開かなかつたら……】

ETC車線では、絶対に車をバックさせないで!!

- ETC車線で、開閉バーが開かなかつた場合、危険ですので絶対に車をバックさせず、ハザードランプを点灯して停止し、係員の案内に従って下さい。
※高速道路上でのバックは後続車との接触事故の危険性が高く、重大事故に繋がります。
※ETC車線上で車から降りざるを得ない場合、すり抜けてくる後続車に接触するおそれがあるため、ETC車線内に留まらないようにしてください。
※バックして他の車線に入りなおすことは、お客さま及び後続車のエラー発生の原因となります。

ETCカードを挿入せずに（又は通信できなかった状態で）ETC車線を通過してしまったときは、速やかに道路事業者にご連絡を!!

- うっかりETCカードを車載器に挿入し忘れてETC車線を通過された場合などは、速やかに、当該道路を管理する道路事業者（高速道路会社など）にご通行の状況を連絡してください。

【車載器の再セットアップ】

車両ナンバー変更時（車載器付きの中古車購入等）、車載器の移し替え時は再セットアップを!!

- 車載器付きの中古車を購入又は譲渡を受ける場合・住所変更等により車両のナンバープレートが変更になる場合・車載器を他の車両に移す場合・けん引ができる構造に変更する場合などは、再度のセットアップ（車載器への車両情報の登録）が必要となります。再度、車載器のセットアップは、車載器をお買い求めになった販売店又は最寄りのセットアップ店にご相談ください。
※「普通車⇒普通車」、「軽自動車⇒軽自動車」等の同じ料金設定車種の車両に移す場合においても再セットアップが必要です。

正しくセットアップおよび再セットアップを行っていない場合

- 正しいETCのご利用とならず、開閉バーが開かない可能性があります。
- 正しい通行料金が請求されない場合があります。
- ETC利用照会サービスなど、一部のETCサービスがご利用いただけません。
- 各種ETC割引等が適用されない場合があります。